

事業主とのコラボヘルスにおける共同利用について

被保険者及び被扶養者（以下「加入員」という。）の健康保持・増進の向上に向け、厚生労働省からは健康保険組合に対し「データヘルス計画」の推進が提唱され、経済産業省からは企業に対して「健康経営」の推進が提唱されておりました。これらを更に推し進めた結果、健康保険組合及び事業主が連携してより効果的かつ効率的に健康課題に対応していくこと（コラボヘルス）が推奨されるようになりました。

事業主とのコラボヘルスの一環として、当健康保険組合が特定保健指導・長期未受診者の受診勧奨等を実施するにあたって、事業所での日程調整や就業時間中の参加へのご配慮等をいただくため、健診情報等に関する個人情報を利用する必要があります。

このほか、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健保法(法第150条第2項)が令和3年に改正され40歳未満の加入者についても事業者健診の提供により、マイナポータル及び組合総合アプリpep-upによるPHRを通じて、個人が自らの健康情報を一元管理できるとともに、健康保険組合の加入者の状況に応じた健康確保を進め、効率的・効果的な保健事業を実施するためにコラボヘルスによる個人情報の共同利用をおこなうことが必要です。

従って、当健康保険組合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 5 7 号）第 27条第 5 項第 3 号の規定により、組合は健診事後フォロー及び高リスク者の医療機関の勧奨を目的として対象となる加入員の健診結果等に関する個人情報を事業主に提供し、下記3にある利用目的の事業に対し共同して利用します。

1. 共同して利用する個人情報（個人データ）の項目

- ・当健康保険組合が実施する各種疾病予防事業に係る検査項目及び労働安全衛生規則第44条の項目
- ・加入員の氏名、続柄、健康保険記号・番号・枝番、健診種別、特定保健指導支援コース、健診受診機関の名称・所在地、健診受診の有無、特定保健指導実施の有無

2. 共同して利用する者の範囲

富山県自動車販売店健康保険組合

・常務理事・保健事業担当職員

加入員の事業所

・事業主

・健康保険委員（健康管理を担当する者）

・産業保健専門職

3. 事業目的及び内容

- 生活習慣病の予防を目的に、下記①②③④の事業を実施します。

- ①健診の申込状況・未受診情報の共有による受診勧奨
- ②40歳未満の事業者健診による健診結果の共有(マイナポータル及び健保総合アプリによるPHRを含む)
- ③健診結果及びリスク保有者データの共有による事後フォロー(特定保健指導、保健指導、重症化予防対策)
- ④高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨(受診勧奨による重症化予防)

4. 個人情報の管理についての責任者、名称及び住所

富山県自動車販売店健康保険組合

富山市新庄町字馬場18-8

管理責任者 常務理事

5. 問合せ先

富山県自動車販売店健康保険組合

電話 076-424-3322 F A X 076-424-3322